

○長岡京市簡易保育施設の助成に関する要綱

(目的)

第1条 市長は、市内に所在する簡易保育施設を活用し、本市内における保育に欠けるすべての児童に必要な保護を与え児童福祉の増進を図るため、簡易保育施設に対し、予算の範囲内において簡易保育施設助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 簡易保育施設 別表第1の基準に適合するもので、日々保護者の委託を受けて児童を保育する施設をいう。
- (2) 児童 保育所入所基準（昭和36年厚生省児発第129号）に該当し、市内に住所を有する乳幼児をいう。
- (3) 障がい児童 前号の児童のうち、特別児童扶養手当の支給対象となる児童（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）若しくは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている児童又は療育手帳の交付に関する規則（平成12年京都府規則第10号）に定める療育手帳の交付を受けている児童をいう。
- (4) 施設長 簡易保育施設を代表する者をいう。
- (5) 日祝日保育 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（12月29日から翌年1月4日までを除く。）に、保育を行うことをいう。

(助成対象施設)

第3条 助成金の交付対象となる施設は、市内において保育に必要な一定の設備を整備し、市長が認める簡易保育施設とする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は、前条に定める簡易保育施設の運営に係る経費とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表第2に掲げる区分による。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする施設長は、当該年度の初めに簡易保育施設開設現況報告書（別記様式第1号）を提出するとともに、長岡京市簡易保育施設助成金交付申請書（別記様式第2号）にその月の初日に在籍する在園児童調書（別記様式第3号）を添付して、毎月10日までに、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る助成金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、簡易保育施設助成金交付決定通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 施設長は、児童の健康管理に細心の注意を払い、責任をもって保育にあたらなければならない。
- (2) 施設長は、入所している乳児または幼児の家庭の状況及び入所中に行った保育の経過等を記録する帳簿その他必要な書類を備え、かつ、保存に努めなければならない。
- (3) 前2号の条件に違反がないことを確認するため、必要があるときは、市長が施設長

に報告を求め、または職員を施設に立ち入らせ、調査を行うことがあること。

(4) 助成の目的に反するときは、助成金の一部又は全部を返還させることがあること。

3 第1項の交付決定通知をもって規則第9条に規定する確定通知とみなす。

(請求及び交付)

第8条 前条第1項の規定による決定通知を受けた施設長は、長岡京市簡易保育施設助成金交付請求書(別記様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合には、その月の末日までに施設長に対し、助成金を交付するものとする。

(交付の取消等)

第9条 施設長が次の各号の一に該当する場合には、市長は、助成金の交付決定を取消し又は変更することができる。

(1) 申請の内容について、虚偽または不正が判明したとき、若しくは申請後に変更を生じたとき。

(2) 助成金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。

(3) 助成金の交付に付した条件に違反したとき。

(助成金等の返還)

第8条 市長は、前条の規定により交付の取消等を行った場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその助成金を返還させることができる。

(延滞金)

第9条 市長は、前条の場合において、助成金の返還が納期限までに納付されなかったときは、施設長に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年1月4日から施行し、平成21年9月1日から適用する。

ただし、改正後の別表第2第3項の規定は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行し、改正後の長岡京市簡易保育施設の助成に関する要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1

簡易保育施設設置基準

区 分	基 準
定員及び施設形態	おおむね 15 人以上収容できる保育室等を有し、経営主体は、企業または労働組合でなく、同一事業所内の児童に限らないこと。
保有者数	所定の資格を有する保育士 2 人以上 ただし、所定の資格を有する者がいない等やむを得ない事情があるときは、そのうち 1 人を除き児童の保育に熱意を有し、かつ、心身とも健全な者をもってこれに代えるものとする。
保 育 日	国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 4 日までを除いた日。
保育時間	原則として 8 時間とする。
保育室の状況	(1) 1 階にあること。鉄筋造の建物その他安全設備がある場合は、1 階に限らない。 (2) 児童 1 人あたりの面積がおおむね 1.65 m ² であること。 (3) 通風、採光等が十分であること。 (4) 保育に専用する室であること。
設 備	(1) 保育に必要な備品を有すること。 (2) 給食に必要な衛生的設備を有すること。
保 険	損害賠償責任保険に必ず加入すること。

別表第2

1 簡易保育施設助成基本額

助成項目	助成基本額 (各月初日の市内在園児童数が 1人以上、又は一時預かりの児 童数が月平均で1日1人以上)
人件費助成	円 190,000
維持運営助成	20,000
保育教材等助成	12,000
光熱水費等助成	10,000
備品等助成	20,000
研修費助成	6,000
損害賠償責任保険助成	5,000
保健衛生費助成	7,000
計	270,000

2 簡易保育施設助成加算額

- (1) 前項の助成基本額の他に、児童加算として入所児童1人当たり月額2,200円にその月の初日に在籍する市内在園児童数を乗じた額を助成する。
- (2) 障がい児童を保育する場合は、上記助成基本額および前号の児童加算額の他に、月額37,125円にその月の初日に在籍する市内在園障がい児童数を乗じた額を助成する。
- (3) 日祝日保育を行う体制を整えている場合は、上記助成基本額の他に、月額30,000円を助成する。
- (4) 上記助成項目について、緊急やむをえない事情や市の施策上整備すべきことが生じた場合は、予算の範囲内において必要な費用を別途助成する。

別記様式第1号（第6条関係）

年度簡易保育施設開設現況報告書

フリガナ 名称						フリガナ 所在地	電話 () -				
フリガナ 経営者	() 歳					履歴書	別紙			設立 年月	年 月
保 育 責任者	() 歳					保 育 経 験	<input type="checkbox"/> 有 () 年 <input type="checkbox"/> 無		保育士 資 格	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
児 童 定員数	0才	1	2	3	4	5	計 名	児童名簿 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	応募の方法		
									<input type="checkbox"/> 広告(チラシ・ポスター等) <input type="checkbox"/> 口こみ		
保 育 者	常 勤		非常勤 (パート)		計	調理員	その他	保 育 者 の 勤 務 形 態			
	有資格	無資格									
	名	名	名		名	名	名	報酬	月額	日額	円 円
保 育 時 間	平日			日祝日		保 育 料	3 歳 未 満 児		3 歳 以 上 児		
				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			(1ヵ月)				
	時から 時まで			時から 時まで			(給食費)				
	土曜日 時から 時まで			時から 時まで			(その他)				
規 模	敷地面積		建物面積		階建	<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 簡易耐火 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	m ²		m ²								
保 育 室 等 の 状 況	保 育 室					屋 外					
	階		室		m ²	遊び場所		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 [遊具等]			
	設備等	<input type="checkbox"/> 滑台 <input type="checkbox"/> ブランコ <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> 手押車 <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ベッド () 台 <input type="checkbox"/> 楽器 <input type="checkbox"/> オルガン <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 黒板 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> 積木 <input type="checkbox"/> 絵本 <input type="checkbox"/> その他 ()									
調理室等 の状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () m ²				給食	<input type="checkbox"/> 離乳食 <input type="checkbox"/> 幼児食		<input type="checkbox"/> 給食持参 おやつ		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
周 围 の 状 況						その他	送迎方法 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 車 [<input type="checkbox"/> バス () 台]				
非 常 用 設 備 等 の 状 況	<input type="checkbox"/> 消火器 [粉末 型 本 泡 型 本]					<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備		<input type="checkbox"/> 避難器具 ()			
	<input type="checkbox"/> 非常警報器具		<input type="checkbox"/> 屋内階段		<input type="checkbox"/> 不燃材料使用		防火管理				
	<input type="checkbox"/> 非常警報設備		<input type="checkbox"/> 屋外階段		<input type="checkbox"/> 防災処理		<input type="checkbox"/> いる				

(別記様式第 1 号裏面)

保 育 室 等 の 略 図

(別記様式第 1 号別紙)

履歴書

	年 月 日現在	
ふりがな 氏 名	性別 男 ・ 女	印
生年月日 明治 年 月 日生 大正 (満 歳) 昭和	本籍 都 道 府 県	
ふりがな 現住所 〒 (-)	電話 市外局番 ()	
	-	
	(方呼出)	
ふりがな 連絡先 (現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入) 〒 (-)	電話 市外局番 ()	
	-	
	(方呼出)	

年	月	学歴・職歴 (各別にまとめて書く)
		学歴
		職歴

年	月	免許・資格

別記様式第2号（第6条関係）

年 月 日

長岡京市長様

所在地
施設名
施設長

長岡京市簡易保育施設助成金交付申請書

長岡京市簡易保育施設助成金の交付を受けたいので、長岡京市簡易保育施設の助成に関する要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額 (年度 月分) 金 円

2. その月の初日現在の在籍児童数 人

(単位：人)

年 齢 (4月1日現在の年齢)	市 内				市 外
	在籍児童数 (うち、 障がい児童数)	前月 途中入所者数	前月 退所者数	当月 初日入所者数	在籍児童数
0 歳	()				
1 歳	()				
2 歳	()				
3 歳	()				
4 歳	()				
5 歳	()				

助成対象児童数 人 (うち、障がい児童数 人)

月平均で1日1人以上の一時預かり 有/無

※一時預かりのみの場合は、利用状況が分かる表を翌月に提出すること。(条件を満たさなかった場合などは、必要に応じて清算を行う。)

3. その月の日祝日保育体制の状況

日祝日保育の体制 有/無

(有の場合は、これを証する書類を提出。/年度内に変更がない場合は年1度の提出で可。)

施設長 園 様

長岡京市長

簡易保育施設助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった表記の助成金について、長岡京市簡易保育施設の助成に関する要綱第7条の規定により、下記の通り交付決定をしたので通知します。

記

交付決定額 金 円

内 訳 (単位：円)

助成基本額	
児童加算	
障がい児加算	
日祝日保育体制整備加算	
その他加算	

補助条件

- (1) 施設長は、児童の健康管理に細心の注意を払い、責任をもって保育にあたらなければならない。
- (2) 施設長は、入所している乳児または幼児の家庭の状況及び入所中に行った保育の経過等を記録する帳簿その他必要な書類を備え、かつ、保存に努めなければならない。
- (3) 前2号の条件に違反がないことを確認するため、必要があるときは、市長が施設長に報告を求め、または職員を施設に立ち入らせ、調査を行うことがある。
- (4) 助成の目的に反するときは、助成金の一部又は全部を返還させることがある。

別記様式第5号（第8条関係）

年 月 日

長岡京市長様

所在地

施設名

施設長

長岡京市簡易保育施設助成金交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった表記の助成金について、長岡京市簡易保育施設の助成に関する要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し